

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**4年連続1年間で1万人**を超える方が仕事中に発生した労働災害や事故により被災しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

□経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

□安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

□職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

□労働者1人1人に対する安全衛生の意識啓発をお願いします！

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。

本年度は最終年度です！



～トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署

安全衛生方針

当社は、『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎であるとの理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る。
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた適切な対策を講じる。
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する。
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経費等を投入し、効果的な改善を継続的に実施する。

会社名 株式会社〇〇スーパード
代表者 代表取締役 東京太郎
(自署で署名しましょう！)

Safe work TOKYO K

～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～
第13次東京労働局労働災害防止計画推進中



東京労働局 HP